

公告第 1 号

次のとおり事前審査型制限付一般競争入札を執行する。

2019 年 4 月 4 日

社会福祉法人郡山福祉会
理事長 宗像 照男

第 1 事前審査型制限付一般競争入札に付する事項

契約番号 第 1 号
業 種 電気工事
工 事 名 うねめの里非常用発電機設置工事
施行場所 福島県郡山市片平町字妙見館 1 番地 2
施行期限 2019 年 9 月 30 日
工事概要
支払条件 着手金 無し
中間金 無し
竣 工 引渡後 30 日以内に支払う

- 1 本工事は入札書提出による入札を行う。
- 2 予定価格は、公表しない。
- 3 本工事は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。

第 2 入札方法及び入札期間

1 入札方法

入札日に入札書を提出するものとする。なお、初度の入札に際しては入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を添付するものとする。様式は指定様式又はそれに準じたものとする。

2 入札日 2019 年 5 月 7 日（火）午前 10 時

第 3 開札場所及び開札日時

1 開札場所 社会福祉法人郡山福祉会 特別養護老人ホームうねめの里会議室

2 開札日時 2019 年 5 月 7 日（火）午前 10 時

第 4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 平成 31・32 年度の建設工事について、郡山市建設工事等請負有資格業者名簿に登録されている者で、電気工事 A 等級に認定されていること。
- 3 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（最終改正平成 29 年 4 月 18 日総務部長依命通達。以下「制限措置要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札

- 日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- 4 建築一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。
 - 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
 - 6 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。なお、開札日までに経営事項審査の有効期限が切れる場合は、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、入札に参加することができないものとする。
 - 7 福島県内に本店を有する者であること。
 - 8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において電気工事の総合評点値(P)が 1000 点を超えていること。
 - 9 本工事において、次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。また、専任で配置すること。
 - (1) 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。
 - (2) 申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
 - 10 同種の工事経歴があること。

第 5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、入札参加申請書を提出しなければならない。（所定様式）
- 2 入札参加申請書の受付申請期間 平成 31 年 4 月 4 日（木）午後 1 時より
平成 31 年 4 月 14 日（日）午後 5 時まで
- 3 申請書を提出し、法人本部より受付完了の FAX、電子メール等により連絡を受けた者は、原則として入札に参加することができる。（入札参加資格を有しないことが明らかである場合は除く。）

第 6 事前審査

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、次の申込期間内に、入札参加申込書を法人本部へ提出し、参加の承諾を得る。法人本部は提出書類を精査し、入札参加の可否を電子メール又はファックス等の文書で通知する。

事前審査 2019年4月15日(月)午前10時から
通知期間 2019年4月16日(火)から4月17日(水)まで
(E-mail、FAXで通知)

※法人本部メールアドレス：honbu@koriyama-fukushikai.jp

第7 現場確認と設計図書の配布

日時 2019年4月18日(木) 午前10時から午後4時まで
現場確認と設計図書データの配布(PDFファイル)(要連絡)
※希望により現地確認を受け付け、現場説明会は行わない。

第8 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を2019年4月19日(金)午前9時00分から2019年4月22日(月)午後5時00までに、電子メールにより提出するものとする。(設計図書等質問書は、所定様式による。)
- 2 質問に対する回答は、2019年4月26日(金)までに、設計図書等回答書を電子メールで通知する。

第9 入札保証金免除する。

第10 入札書に記載された金額の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第11 入札の中止等

本工事に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第12 落札予定者の決定

- 1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。
- 2 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札予定者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。(見積書の提出は2回を限度とする。)

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、理事会の承認を得て行う。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第4に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第5項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 制限措置要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。(指名停止基準に該当する

こととなったときを含む。)

(3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、法人は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第14 その他

- 1 落札予定者の経営事項審査の有効期限が開札日から契約日までの間に切れるときは、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、確認申請書等の提出日までに提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、落札予定者とは契約を締結しない。なお、当該落札予定者には指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 2 その他不明な点については、社会福祉法人郡山福祉会法人本部(電話:024-961-2399)まで問い合わせること。